

女川町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第9回）	平成26年 6月 6日（金） 14:30～15:20
	前回（第8回）	平成26年 2月14日（金） 14:10～14:50
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	女川町復興整備計画（案）について （1）土地利用基本計画の変更に係る事項（法第48条第1項関係・竹浦北地区、横浦地区、旭が丘地区） （2）復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条・竹浦北地区、横浦地区、旭が丘地区）	
出席者	女川町	副町長 東野 真人 復興推進課 課長 我妻 賢一 復興推進課 技術参事 小山内 大祐 復興推進課 技師 高橋 崇介 復興推進課 技師 河野 良浩
	学識経験者	東北工業大学 教授 稲村 肇 宮城県森林審議会 委員 川村 正司
	国土交通省	国土政策局総合計画課 国土管理企画室長 西澤 明
	林野庁	森林整備部計画課 森林計画指導班 森林計画指導第二係長 松井 健吾
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署 森林技術指導官 工藤 信彦
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 宮城復興局 政策調査官 丹野 栄 宮城復興局 参事官補佐 鈴木 明美
	宮城県	土木部都市計画課 技術補佐（総括） 大宮 敦 土木部復興まちづくり推進室 技術副参事兼技術補佐（総括） 小林 和重 土木部 建築宅地課 建築宅地課長 千葉 晃司 農林水産部林業振興課 技術参事兼課長 永井 隆暁 農林水産部森林整備課 森林整備課長 小杉 徳彦 環境生活部自然保護課 部参事兼課長 杉下 泰彦 震災復興・企画部 地域復興支援課 地域振興支援課長 熊谷良哉

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課）

- ・出席者紹介（時間の都合上、配布した出席者名簿にて確認）。
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告。
- ・傍聴人への注意。

2 議 事

女川町復興整備協議会規約により、女川町長代理人の東野副町長が議長となる。

(女川町副町長 東野)

議事の流れとしては、まず復興整備計画の全体について説明を行った後、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、保安林の解除に関する事項、地域森林計画区域の変更に関する事項、土地利用基本計画の変更に関する事項、開発許可の特例に関する事項、自然公園の行為許可に関する事項、それぞれについて説明を行った後、質疑を行います。

最後に復興整備計画全体について了承いただけるかについてお諮り致します。

それでは、女川町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

今回の変更点について説明。

- 4-① 土地利用基本計画の変更に関する事項
10番11番12番 集団移転促進事業
- 4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項
14番15番16番の集団移転促進事業

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

今回の女川町復興整備計画では、9ページ以降（4-①）に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、保安林解除の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、保安林の解除について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

森林法第26条の2第2項に定める保安林の解除について説明。

B-4-2（竹浦北）地区

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の林業振興課から補足することがありましたらお願いいたします。

(農林水産部 林業振興課 森林整備課長 小杉)

審査結果位について、補足させていただきます。事業計画書、代替施設計画書及び関係図面の審査結果については、ほかに適地を求めるのは困難であり、解除面積は必要最小限であるとともに、保安林機能を代替する排水工及び植生工等が適切に計画されており、保安林の転用による保全上の影響は軽微であると認められ、当該保安林の指定の解除はやむを得ないものであります。なお、本協議会に先立ち、東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定により、平成26年5月19日から6月2日までの間、当該事項について県庁及び女川町役場において縦覧を実施しましたが、利

害関係者からの意見書の提出はありませんでした。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明につきまして、皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項の規定に基づき、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、林野庁 森林整備部 計画課 松井様、いかがですか。

(林野庁 森林整備部 計画課 松井)

本件につきましては、特に意見はございません。

(女川町副町長 東野)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の御同意をいただいたものとします。

(女川町副町長 東野)

次に今回の女川町復興整備計画では、10、11ページ(4-①)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

女川町復興整備計画(案)変更地域別概要について説明。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の林業振興課から補足することがありましたら、お願いいたします。

(農林水産部 林業振興課 部技術参事兼課長 永井)

本協議会に先立ち、東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定に基づき、共同作成者である宮城県知事が、平成26年5月15日から5月29日までの間、当該事項について県庁及び町を含む関係機関にて縦覧を行いました。その間利害関係者等からの意見等はございませんでした。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

まず、宮城県森林審議会委員 川村様、いかがでしょうか。

(宮城県 森林審議会委員 川村)

地域森林計画の変更については、異存ありません。なお、施工にあたっては土工量が相当規模になりますので、保全対策には万全を期すようお願いいたします。

(女川町副町長 東野)

続いて、東北森林管理局 宮城北部森林管理署 森林技術指導官 工藤様、いかがでしょうか。

(東北森林管理局 宮城北部森林管理署 森林技術指導官 工藤)

特に、ご異議ございません。

(女川町副町長 東野)

続いて、林野庁 森林整備部 計画課 松井様、お願いいたします。

(林野庁 森林整備部計画課 松井)

異論ございません。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に今回の女川町復興整備計画では、10、11ページ(4-①)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

女川町復興整備計画(案)変更地域別概要について説明。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局より説明がありましたが、県の地域復興支援課から補足することがございましたらお願いいたします。

(震災復興・企画部 地域復興支援課 地域復興支援課長 熊谷)

この計画の変更に対して、特に申し添えることはございません。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からのご意見、ご質問を伺いたいと思います。まず、東北工業大学教授の稲村様いかがでしょうか。

(東北工業大学 教授 稲村)

土地利用基本計画の変更に関しては、非常に厳しい地形ではあるが、承認したいと思います。質問ですが、宅地の標高が約44mとなっており、取り付け道路も20m程度になっているが、この辺りはレベル1の津波の遡上だとどの程度になるのでしょうか。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

L1で、5～6m程度の高さになります。

(東北工業大学 教授 稲村)

そうしますと、遡上でも20mはいかないと思いますが、ここは44mまで宅地が上がっています。ほかの代替地はどのような所があったのでしょうか。それとも、ここしかなかったのでしょうか。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

横浦地区については当初から位置の選定を検討してきていますが、用地的な制約があり、これ以上低い箇所での設計が非常に厳しい状況で、最終的にこの位置でしか整備ができないものとして位置の選定を行っています。

(東北工業大学 教授 稲村)

どの辺が代替案だったのでしょうか。宅地率も10%を切っており、擁壁・道路・斜面も60%で森林を大幅に削ることになるわけですが、他に代替地として具体的に検討した場所はなかったのでしょうか。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

県道の前面側を検討しましたが、そちらについても用地の取得が困難ということで、ある程度高い位置でもやむを得ないものとして場所を選定しました。

(東北工業大学 教授 稲村)

県道の東側だと、高さ的にもフラットで良いと思ったのですが、わかりました。

(女川町副町長 東野)

続きまして、国土交通省国土政策局総合計画課 国土管理企画室長 西澤様いかがでしょうか。

(国土政策局総合計画課 国土管理企画室長 西澤)

計画の変更については、特に意見はありませんが、2点質問があります。森林の関係で教えていただきたいのですが、事業の用地買収の際は立木も一緒に買収するのでしょうか。また、買収した立木は、「材」として活用されるようになっているのでしょうか。2点目として、各地の高台移転先を見ると形が様々ですが、残された林地の施業への配慮は行っているのかを教えてください。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

立木につきましては、全て補償対象として地権者にお示ししています。また、利用につきましては、全て起業者伐採として工事にて伐採・処理を行っていますが、最終的にはチップ等での活用、再利用となっています。

また、残された箇所の林業への影響について、併設する林道が防集団地の区域に入る場合には、林道への取り付けや付替えを考慮した計画となっており、開発されても山へのアクセス、林業への影響は無いように計画しています。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の復興整備計画では、13ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしていますが、この点について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

女川町復興整備計画(案)様式第10、概要を示す書類(設計説明書・土地利用計画図)に基づき説明。

また、今回付議した3地区において、公共施設管理者の同意を既存施設及び新施設管理予定者ともに、別途文書で得ていることを申し添えます。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することがあればお願いいたします。

(建築宅地課 建築宅地課長 千葉)

ただいま説明のありました3地区の宅地造成事業の計画につきましては、事前に設計図書の提出を頂き、設計の内容が宅地造成技術基準に適合していることを確認しておりますので、補足として説明させていただきます。

(女川町副町長 東野)

ただいま、補足説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いたします。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の復興整備計画では、13ページ(4-②)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしていますが、この点について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術参事 小山内)

女川町復興整備計画(案)様式第17に基づき説明。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の自然保護課から補足することがあればお願いいたします。

(環境生活部自然保護課 部参事兼課長 杉下)

この計画については、周辺の主要道路や近隣の漁港から視認しづらいよう景観に配慮されたものであると思いますので、これに従って実施していただきたいと思います。建築される住宅等については、地区整備方針に基づき自然景観に配慮されたものとなるようお願いいたします。なお、自然公園法施行規則で定める敷地造成、建築物の新築等に関する許可基準について特例を制定し、平成26年6月3日に告示したことをご報告いたします。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございます。異議なしということで了承されました。

以上で議事を終了致します。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課)

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、『第9回女川町復興整備協議会』を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

○協議結果

- ・地域森林計画の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第の規定に基づき、保安林の指定解除の手続きをワンストップ処理することを協議会です承された。(竹浦北地区)
- ・東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画の変更の手続きをワンストップ処理することを協議会です承された。(竹浦北地区、横浦地区、旭が丘地区)
- ・東日本大震災復興特別地域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することを協議会です承された。(竹浦北地区、横浦地区、旭が丘地区)
- ・東日本大震災復興特別地域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置の適用について、協議会です承された。(竹浦北地区、横浦地区、旭が丘地区)
- ・東日本大震災復興特別地域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することを、協議会です承された。(竹浦北地区、横浦地区、旭が丘地区)